

市廃審 第02-004号
令和2年12月22日

市川市長 村越 祐民 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第92回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- [会議名称] 第92回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 令和2年10月30日(金) 10時00分～11時30分
- [開催場所] 市川市役所 第1庁舎5階 第4委員会室
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、金子正委員、青山ひろかず委員、大石恭子委員、田代邦子委員、宇仁菅伸介委員、大川敏彰委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、かまがたあつこ委員、森田直樹委員、藤城博樹委員、宮方英二委員(以上15名)
- [事務局等] (1)環境部 川島部長、伊藤次長
(2)循環型社会推進課 松丸課長、的場主幹、滝内主幹、佐藤主幹、松丸、福元、金谷、吉川、小谷、水橋
(3)生活環境整備課 青木主幹
(4)生活環境保全課 石橋課長
(5)清掃事業課 田中主幹
(6)環境エネルギー施設整備課 富川課長
(7)クリーンセンター 阪田所長、河村副参事
- [傍聴者] 2名
- [会議次第] (1)開会
(2)報告事項
① ごみ収集体制の見直しについて
② 布類の収集の再開について
(3)審議事項
「市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について」の答申(案)について
(4)閉会
- [配付資料] 資料1 ごみ収集体制の見直しについて
資料2 布類の収集の再開について
資料3 「市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について」
答申(案)
- [会議概要] 配付した資料に基づき、事務局から報告及び説明を行い、これに対して各委員が意見や感想を申し述べる形式で審議会を進めた。

[会議詳細]

【開 会】 午前 10 時 00 分

的場主幹：**【配布資料確認】**

それでは、本日使用します資料の確認をさせていただきます。

－ 資料を読み上げ －

不足はないでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

【会長へ議長依頼】

それでは、会議の議事進行は三橋会長にお願いしたいと存じます。よろしく
お願いいたします。

三橋会長：委員の皆さん、おはようございます。

今日は市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定についての答申案につ
いて、皆さんの最終的なご意見を伺うことがメインであります。

それでは、本日の会議を始めるにあたって、事務局から報告事項がありまし
たらお願いします。

的場主幹：本日の会議につきましては、委員 15 名全員が出席でございます。当審議会
規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので、本会
議は成立いたします。次に、本日の審議会の公開・非公開の取り扱いにつ
きましては、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、「市
川市審議会等の会議の公開に関する指針」では、公開の扱いとなっております。
以上でございます。

三橋会長：事務局の報告のとおり、本日の会議については、公開することとしてよろ
しいでしょうか。

(異議なしの声)

三橋会長：それでは公開することといたします。

傍聴希望者がいましたら、入室してください。

的場主幹：本日傍聴を希望される方が 2 名いらっしゃいます。

傍聴希望者にお入りいただきます。

【事務局への資料説明依頼】

三橋会長：それでは、報告事項に移ります。

(1) ごみ収集体制の見直しについて、と(2) 布類の収集の再開について、事務局から説明して下さい。

【報告(1)】資料1(ごみ収集体制の見直しについて)

松丸課長：おはようございます。循環型社会推進課の松丸でございます。

はじめに、ごみ収集体制の見直しについて、ご報告いたします。

資料1をご覧ください。

これまでの経緯としまして、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、外出自粛やテレワークの実施等で、市民の皆様が自宅で過ごす時間が増えたことに伴い、家庭ごみの排出量が増加しましたことから、ごみの保管や排出に係る市民負担の軽減と、公衆衛生の確保を図るため、6月1日以降、燃やすごみの臨時収集を実施しております。

しかし、臨時収集は、緊急的な対応でありますので、多くの地区で燃やすごみの収集日が2日連続する、変則的な収集カレンダーとなっていることなど、市民の利便性や収集効率の面で課題がございます。

また、新型コロナウイルスの影響の長期化が想定されますことから、臨時的な措置ではなく、市民が感染防止につながる新しい生活様式、例えば、ご自宅でのテレワーク、外食に代わるテイクアウトやデリバリーの利用といった取り組みを実践することに対応した、収集体制の整備が求められているところでございます。

そこで、これらへの対応策としまして、令和3年4月から、燃やすごみの通常の収集回数を週3回に変更し、バランスの良い間隔で収集曜日を設定しようとするものでございます。

収集カレンダーの変更イメージをご覧ください。

現在、燃やすごみの収集曜日は、市内を3分割し、月曜日と木曜日、火曜日と金曜日、水曜日と土曜日の3通りとなっております。

このカレンダーの例では、燃やすごみの収集日が、臨時収集の水曜と、本来の木曜日で2日連続しています。

変更後は、燃やすごみの収集曜日を、月曜・水曜・金曜日、または、火曜・木曜・土曜日の2通りにすることを基本に検討しております。

裏面の2ページをご覧ください。

今後のスケジュールですが、燃やすごみの臨時収集については、来年3月末まで延長いたします。

また新しい体制への移行については、その体制に必要な収集費用の予算化が前提とはなりますが、収集ルートの見直しや、市民への事前の周知などを行うための準備期間を経て、市民に分かりやすいタイミングとして、年度が切り替わる来年4月から、新しい収集体制への移行を予定しております。

市民の皆様への周知につきましては、広報いちかわへの掲載をはじめ、リーフレットの全戸配布、ごみ集積所の看板の変更のほか、市公式ホームページやSNS、ごみ分別アプリなどによる周知を予定しております。

【報告(2)】資料2(布類の収集の再開について)

松丸課長：次に、布類の収集の再開について、報告いたします。

資料2をご覧ください。

布類については、新型コロナウイルス感染症の影響により、古着等の主な需要先である東南アジア諸国への流通が停滞し、国内の資源回収業者の保管場所での受け入れが困難となったため、6月1日以降、収集を、一時休止しておりました。

その後、9月に入って、流通が次第に回復基調となり、市川市資源回収協同組合における保管能力も十分なものとなったため、10月19日から収集を再開したものでございます。

収集の再開に関する市民への周知としましては、広報いちかわ10月17日号のほか、市の公式ホームページやごみ分別アプリなどで情報発信を行っております。

報告は以上でございます。

【報告(1)(2)】資料1(ごみ収集体制の見直しについて)、

資料2(布類の収集の再開について)の質疑応答

三橋会長：ありがとうございました。

それでは、今の2つの報告事項について何かご意見、ご感想があればどうぞ。

安東委員：これはもう決定なのでしょうか。

月水金とか火木土とか、燃やすごみの収集が週3回に変わることは確定なのでしょうか。

松丸課長：今、ご説明をしましたとおり、市としましては、来年4月1日から新しい収集体制へ移行したいと考えております。しかしながら、収集体制の見直しをしますと収集費用が当然かかりますし、その予算について議会の承認を得た上で実施していく必要がありますので、その手続きを踏んでから正式に決定ということになります。
以上でございます。

三橋会長：よろしいですか。

安東委員：ごみの収集量が多くなったから、3回にするということでしょうか。

松丸課長：新型コロナウイルスの影響により、市民の皆さんがご自宅でお過ごしになる時間が増えたことで、ご家庭から出るごみが増えたこと、また、今後も感染の状況によってはごみ量の増加が想定されるということに対応するための計画でございます。

安東委員：地域によっても差があると思いますが、特にどこかがたくさん出しているということで、そのようになったのでしょうか。

大和田地域には6800世帯位あり、地域内を皆さんで分けて、どれくらいごみが出ているか見て回ったのですが、火曜日の臨時収集の時はあまり出ていませんでした。マンションなどは分かりませんが、出ているところと出ていないところとあったのでしょうか。

せっかく2回に決めたのに、これを全部またやり直すのは、ごみを出す市民にとってもすごく大変なことなので、ただ出せばいいということではないと思います。

松丸課長：特定の地域で排出量が多くなったということではなくて、市全体的に感染が拡大した時に増えたということがございます。

現状については、感染状況がだんだん落ち着いてきていることや、感染防止に配慮しながら経済的な活動も再開していこうという流れの中で、ごみが非常に多くなっている状況ではございません。

しかしながら、今後また第2波、第3波と言われるような感染拡大が生じた時には、今年の4月や5月のように、前年度比で例えば20%ごみが増えるということも想定されます。そのような際に臨時収集だけではなかなか対応することが難しい面や、臨時収集では、先ほども申し上げましたように、2日連続してしまうという不便な面がございますので、今後影響が長期化

することが想定される中では、燃やすごみの収集日を3回というかたちに一旦変更しようということでございます。

三橋会長：よろしいですか。

原木委員：家庭から排出されるごみの量の増加と書いてありますが、増加だけだと我々はどれくらいか分かりません。数値である程度示していただければ、大変分かりやすいのではないかと思います。

もう1つは、4月から1回増えるということになりますと、全体の経費の何%位増えるのでしょうか。教えていただけますか。

松丸課長：ごみ量の増加について、前回の会議でも4月以降の状況をご説明いたしましたが、例えばこの4月については、前年度比で燃やすごみの収集量が約20%増えておりました。

直近ですと、収集日数に違いがありますので一概には比較できませんが、9月では前年度比で約2%増えているということで、前年とはあまり変わらないところまできている状況にはございます。

次に費用に関してですが、燃やすごみの収集を2回から3回に変更しますと、収集の手間がより多くかかります。

現時点での想定ですが、収集費用としてひと月に約720万円位増えるものと見込んでおり、今後、金額についてはさらに精査をしたいと考えております。

金子委員：2回を3回に戻す、しかも4月から戻すと、こういうことです。

3回から2回にした時の事を考えてもらうと、この審議会でも毎月のように2回にすることによってどのくらいごみが減量になるかということで、大きく議論をし、その結果、審議会で決定したことが議会でも認められて2回にした。結果として、十数%でしたか、ごみの減量に成功したという経過があります。従って、審議会にはそんな大きな役割を果たしていただいた訳です。

特に今年になってコロナ禍で、先ほど4月が20%増量になったとか、9月ではほとんど変わらなかったというような話がありましたが、少なくとも、この量が増えたということによって、臨時的に3回に戻してみたと。しかし、空いている日をあてるものですから、収集日が連続してしまうので、これを元に戻すという報告です。しかも、これは報告になっています。

我々は、審議会として相当煮詰めた結果、2回になりました。これを3回に

戻すという事になると、我々の結論は何だったのかという思いがあつて、我々は議会でも、これはあくまでもコロナ禍における臨時的な措置でしょう、ということを確認してきました。

先週土曜日の市川よみうりに、3回に、元に戻すという記事が出ていました。そして、これは市長の公約でもあるので、というような表現になっていました。全く一体審議会は何だったのだろうかとか、コロナによる臨時的な措置だということが全く失われてしまって、安東さんも先ほどだいぶ怒っておられましたが、これは我々の立場としては非常に不本意です。

実際、大和田地区では、ごみは増えていないというお話でしたし、9月はほとんど前年度と変わっていないことを思うと、先ほど議会で通らないと3回に戻らないということでしたが、月に720万ですか、こんなものでは済まないのではと私は思います。

収集について、かなり確定的に新聞でも報道されていますが、審議会に対しては報告というかたちで取り上げています。もう少し我々が納得できるような説得力のある説明をしてもらいたいです。

議会に対しても、あくまでもコロナにおける臨時的な措置と答弁されてきたにも関わらず、これを来年の4月から元の3回に戻すということで、かなり広義的に戻すように市民には伝わっていると思いますが、いかがでしょうか。

三橋会長：この問題についてお答えいただく前に、柳沢委員もご意見がおありのようですね。

柳沢委員：私もそのことですが、可燃ごみだけが増えた訳ではなくて、プラスチックごみも一時的にはかなり増えていましたよね。

ですが、プラスチックごみの収集日は1日のままです。可燃ごみは9月に2%くらいまでになったということですし、これからのコロナの状態はわからないと思いますので、臨時収集を少し延長して、コロナが収まって元の状態に戻りつつあれば、これまで通り2日の収集とするというやり方はできないのでしょうか。

それから、結局このような変更があると、また収集カレンダーを各戸に配布しなければならない、ということは結局費用がまたかかるということではないのかと危惧しております。

以上です。

三橋会長：それでは、まとめてお答えください。

川島部長：委員からのご指摘のとおり、ごみの減量・資源化施策として、収集回数の削減とごみの有料化、それから戸別収集、この3つのプランについて議論をしていただいたところでございます。

今回の市川よみうりの記事につきましては、取材を受けて対応していた内容とかなり違うといえますか、まだ議会のご審議をいただいていない状況で決定であるというような書き方をされて、私どもも非常に困惑している状況です。いろいろなところから同様のご意見をいただいております。

コロナ禍における臨時収集は、市内を6地区に分けて行っており、それぞれ曜日が違います。例えば本八幡地区のように、可燃ごみの収集日が水曜日土曜日の地区では、月曜日が臨時収集日になります。そのような地区では、この臨時収集日にも数多くごみを出していただいておりますし、6地区それぞれによって非常に喜ばれているところもございまして、曜日が連続している地区からは無意味だというご意見もいただいております。

また、資源物のプラスチックの収集回数はそのままであることについて、特にコロナ禍で外食を控えてテイクアウトすることで、そういったプラスチックごみが増えているという状況ですが、国のプラスチック資源循環戦略もありますし、海洋ごみの問題もございまして、我々としてもプラスチックの店頭回収を積極的にしていただくとか、さらに資源化をしていただくといったことの啓発行為を進めているところでございます。

また、収集体制が大幅に変わることに伴う市民の混乱は絶対避けなくてはなりませんので、カレンダーの配布費用等は確かにかかってしまいますが、あくまで市民に混乱のないように周知は進めていかなければならないと思っております。以上でございます。

金子委員：今ご説明いただいたように、議会では、あくまでコロナ禍における臨時措置であるが、市民からは「曜日が連続しておりせつかく3回になっても意味がない」という声があるので、全ての地区で一日おきにすると受け取られていました。

また、ごみの量が20%も増えたということで3回にしたほうがいい、場合によっては一日おきに変更した方がいいと理解をしていました。

しかし、9月になったら前年度と比べて2%程度の増加ということで、週2回収集していた時とあまり変わらないレベルということである。我々の目的は市民サービスよりもごみの減量です。減量しなければ市川市には最終処分場がなくて大変なことになるから、市民のご協力をいただく訳です。このような目的からすると、通常の収集を3回に戻すというイメージは払拭

する必要があると思います。

現在、市民からは3回にしないとごみが増えて困るといったような、強い要請が当時のように来ているのでしょうか。今の安東さんのお話を聞いているとそこを疑問に思います。市民からごみが増えて困るとか、収集回数を増やして欲しいといった声が環境部に来ているのか確認したいです。

三橋会長：事務局お願いします。

川島部長：市民からのご意見についてですが、収集を週2回にした際には、収集回数を増やせといった意見をかなり多くの皆様からご意見をいただきました。コロナでごみが増えた際にも確かにご意見はいただきましたが、週2回にした当時ほどは受けておりません。ただ、臨時収集日のバランスを見直すようにとのご意見は、いろいろいただいております。以上でございます。

金子委員：あくまでも、コロナに対する臨時措置であるというニュアンスで市から発信されることが、減量を目的とする審議会としては譲れないところだと思います。この辺は我々の意見を踏まえて、市川よみうりに訂正してもらおうくらいの気持ちでやってほしいです。

もちろん、今の臨時収集で回数が3回になること自体はやむを得ません。4月から一日おきにして月水金、火木土にすることに異存はありませんが、数量の変化をみながら、一日も早く臨時収集を止めて3回を2回に戻すという方向性を失って欲しくありません。このことを強くお願いしたいです。

松本委員：私も市川よみうりを見て非常に憤慨した一人です。臨時というのはすごく意味があると思います。最初取り組んだ時に、燃やすごみの中に資源物が30%含まれていることを皆さんで訴えました。私も自治会等でしっかり説明しました。私どもの地域は、紙類は火曜日ですが、雑誌や紙など、この紙は資源で大丈夫かと、かなり燃やすごみを減らすことができたと自負しております。

ようやく定着したところに臨時収集が入って、それは仕方ないと思うのですが、2年近く検討してようやく3日を2日にしたのに、それをまた3日に戻すというのは非常に不本意で、何のために皆さんで検討したのだろうかと思いました。臨時でこのまま進められれば一番良いと思いますし、金子委員が言われたように、市川よみうりにはしっかりと訂正をお願いしたいです。

三橋会長：ごみ収集問題は、市民一人一人の生活に関係するので、いろんなご意見が出ました。当審議会としては、ごみの収集日数を減らすことによって、効率がかえって上がったという成果が出てきたにも関わらず、コロナの問題で1日増えてしまった、しかもコロナの問題がこれからどうなるかわからないところがあるので、このような案が出たのだらうと思います。

ただ、それは何人かの委員からのご意見がありましたように、あくまで臨時としてこういう措置を取るのもであって、臨時が1年で終わるのか2年で終わるのか、これは、コロナ感染状況あるいはそれに伴う市民一人一人の生活の変化に依存していると思います。

当審議会の基本的な意見として、あくまでもコロナに対する臨時の対策としてこういうことをやるんだと、市民の皆さんには十分周知してもらいたいと思います。

フランス、イタリア、スペインなどで第3波と言われる動きが出てきている中で、日本は比較的高水準ではありますが、抑え込んでいます。これからどうなるかはわかりません。そのような不確定の要因も臨時の説明をするために必要だらうと思います。

回数を減らしてごみの収集をした結果、減量効果がありコストも下がったという当審議会の結論の結果は無駄にせず、今後の対策として持ち続けて欲しいです。これらを踏まえ、収集体制の見直しについて「恒久化する」というニュアンスは避けるということによりお願いします。

資料1、2については特に問題ありませんか。

大石委員：確認したいことがあります。

結局、資料1は報告で終わるということですか。

例えば議事録には、これは報告であって、審議会からこのような意見が出されたという内容で終わってしまうという解釈ですか。

三橋会長：それはそれでいいと思います。

私は市川よみうりは読んでいませんが、それにやたらと引っ掻き回されて、今までの方向が変わったというようなことには反応する必要はないと思います。

大石委員：ということは、4月からは臨時ではなくなり、3回の実施になるということですか。

金子委員：あくまで臨時です。

大石委員：その確認ができれば大丈夫です。

三橋会長：よろしいでしょうか。それでは審議事項に入りたいと思います。これが今日のメインテーマです。本日の審議事項の議題として、市長から諮問された「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改訂についての答申案について、審議を進めていきたいと思います。

前回の審議会では、答申素案について審議していただき、皆様からご意見が出されました。本日も審議いただき答申案はそれが反映されたものとなっています。

今回はお手元の答申案について、表現が不適切でないか、字句がおかしくないか、主語と述語の関係が適切か等の点に主眼をおいた議論をしていただきたいと思っています。

それでは、答申案を事務局から説明していただきたいと思っています。

【審議】資料3 市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

（1～4ページ）

松丸課長：資料3をご覧ください。

前回の会議でご審議いただきました「答申の素案」をベースとしまして、事務局におきまして、委員の皆様からいただいたご意見や、今年に入ってから社会情勢等の変化を踏まえた、加筆・修正などを行い、「答申案」としたものでございます。

前回からの主な変更部分につきましては、アンダーラインを引いております。

事務局としましては、昨年5月に市長から諮問されました、市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について、を審議するための会議の開催は、今回は最後と考えております。

今回、この答申案をご審議いただき、その結果をもって、最終的な答申のとりまとめをしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、この答申案を読み上げさせていただき、前回の素案からの主な変更点について、補足説明いたします。分量が多いため、3回に分けて説明を行います。

資料の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

全体の構成につきましては、素案からの変更はございません。

次に、1 ページをご覧ください。 読み上げさせていただきます。

はじめに

市川市では、平成27年5月に「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）」を策定し、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、ごみ収集体制の見直しをはじめとする様々な取り組みが進められてきました。

その結果、ごみの減量に一定の成果を挙げることができましたが、施策の実施状況や数値目標の状況に関しては、進捗が遅れているものがあるのが現状です。

また、市川市のごみ処理においては、最終処分場が市内にないという課題を抱えていますが、全国の状況をみますと最終処分場の数は減少傾向にあり、最終処分場の確保は引き続き厳しい状況が続いています。

一方、社会経済状況の変化として、市川市では、減少を見込んでいた人口が近年は増加傾向にあります。将来的には少子高齢化等の影響により人口は減少していくことが見込まれることから、これらの影響がもたらすごみの発生・排出状況や財政状況の変化に対応していくことが求められます。

また国においては、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、持続可能な社会づくりとの統合的な取組や地域循環共生圏形成による地域活性化等が重要な方向性として掲げられたことから、地方公共団体においても地域における持続可能な社会の実現に向けて重要な役割を果たすことが求められています。

このような状況の中、当審議会は、令和元年5月に市川市長から「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」の諮問を受け、市川市におけるごみ処理の現状及び課題やごみ処理行政を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、諮問事項として特に意見を求められた「計画の改定における基本的な考え方」、「さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方」及び「その他重点的に取り組むべき事項」を中心に審議を重ね、本答申を取りまとめました。

市川市においては、本答申の内容を計画の改定に反映し、市民や事業者とと

もに「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けた取り組みを着実に実行することを強く期待します。

2 ページに移ります。

1 計画の改定における基本的な考え方

(1) ごみ処理を取り巻く状況等への対応

計画改定にあたっては、現計画の策定後の市川市のごみ処理行政を取り巻く状況の変化等に適切に対応するため、特に次の事項について勘案すべきである。

①ごみ処理体制の現状（クリーンセンター、最終処分場）

現クリーンセンターは、老朽化が進んでいることから、令和6年度の本格稼働を目指して建替計画を進めていたが、東京オリンピック・パラリンピックなどの影響により建設事業費が高騰したため、東京オリンピック・パラリンピック終了まで事業を一旦延期し、建設費の動向について注視することとしている。このことから、今後の建替事業の再開を見据えた計画としていく必要がある。

また、市川市は、焼却灰等の最終処分を市外に依存しており、処分先の確保は引き続き厳しい状況が続いていることから、さらなる焼却処理量の削減による残さ発生量の抑制等を通じて、最終処分（埋立）への依存を低減していくことが求められている。

②人口の増減と少子高齢化の進展

現計画の策定時には、市内の人口は減少すると見込んでいたが、実際には、近年人口は大きく増加しており、現計画における一部目標の達成が困難な一因となっている。

当面は、この増加傾向は継続すると見込まれるが、将来的には、本格的な少子高齢・人口減少社会に突入し、人口構成が変化していくことが考えられることから、これらの変化がもたらす、ごみの発生・排出状況や財政状況の変化に対応していく必要がある。

③持続可能な社会の実現に向けた社会的要請の高まり等

平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、国は、持続可能な社会づくりとの統合的な取り組みなどを、重要な方向性として位置づけている。

市川市も、地方公共団体の役割として、地域における持続可能な社会の実現に向けて取り組むことが求められている。

また、近年、海洋プラスチックごみや食品ロスが世界的な問題となっている中、国においても、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が閣議決定された他、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月から施行されており、市川市においても対策が求められる状況にある。

この他、東日本大震災以降、頻発している大規模災害の教訓を踏まえて、今後も起こりうる大地震等の災害発生時においても、円滑に廃棄物処理を実施できる体制の整備が求められている。

④新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民の生活様式が大きく変化し、ごみの排出状況にも大きな影響が生じている。

市川市では、家庭ごみの排出量の増加に対応し、市民のごみの保管や排出に係る負担軽減を図るため、令和2年6月から燃やすごみの臨時収集を行っている。

基本計画は長期的な視点に立って策定するものであるが、現時点で、この感染症による長期的な影響を予測することは困難であることから、今後の影響を慎重に見極めていく必要がある。

(2) 計画目標年次

次期計画の目標年次は、現計画と同様、計画策定（改定）から概ね10年後を目途に設定することが適当である。

(3) 計画の基本目標

①目指すべき将来像

現計画で掲げている目指すべき将来像「資源循環型都市いちかわ」は、市川市の基本構想に定めた施策の方向性の一つである「廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります」を踏まえて設定したものであり、次期計画においても踏襲することが望ましい。

②基本方針

現計画では、目指すべき将来像の実現に向けた取り組みにあたっては、環境への負荷をできる限り低減するという「環境保全」の視点を最優先するとともに、廃棄物処理における「効率性・経済性」や「安定性」を追求するという視点や、市民・事業者・行政の「協働」により推進していくという視点を

念頭に置き、

(ア)ライフスタイルの変革によるごみの発生・排出抑制

(イ)分別の徹底によるごみ焼却処理量の削減と高度な資源化の推進

(ウ)環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築

(エ)市民・事業者・行政の適切な役割分担と協働による推進

という基本方針を掲げているが、基本的にはこの方向性を踏襲することが望ましい。

(4) 数値目標を設定する指標

現計画で採用している「一人一日あたりの排出量」、「資源化率」、「焼却処理量」、「最終処分量」については、計画の継続性を確保する観点から、引き続き、数値目標として設定することが望ましい。

なお、現計画において、将来人口推計と実際の人口の乖離により、一部の数値目標の達成状況について評価が困難になっていることから、次期計画においては、新たな将来人口推計を基礎として目標を設定すべきである。

(5) 目標を達成するための施策

目標を達成するための施策については、次期計画の策定から概ね5年間において、特に重点的に実施すべき施策の内容を明確化していく必要がある。

以上の部分について、主な変更点についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

(1) ごみ処理を取り巻く状況等への対応の、新たな項目として、④ 新型コロナウイルス感染症による影響 という項目を追加しております。

前回の会議において、新型コロナウイルスの影響によるごみ収集量が増加したことや、対応策としての臨時収集の実施について、ご報告いたしました。また、答申素案に関して、委員の皆様のご意見としまして、

- ・ 予期していなかった新型コロナウイルスの対策を考えていかなければいけない。
- ・ 生活様式が変わってくると廃棄物の総量等は根底から変わってくると思う。新しい生活様式がどのようになるのかをきちんと想定し、それに基づいた廃棄物処理の目標を設定しなければならない。

というご意見がありました一方で、

- ・ 新型コロナウイルスへの対応については重要であることは間違いないが、設定している目標はあくまでも10年間の目標であるということを意識

する必要もある。
といった、ご意見をいただいております。
このようなことを踏まえまして、新型コロナウイルスによる市民生活等への影響、臨時収集の実施の経緯を記載した上で、基本計画は長期的に視点に立って策定するものであること、現時点で長期的な影響を予測することは困難であり、今後の影響を慎重に見極めていく必要があるといった記載を追加しております。
説明は一旦ここで区切らせていただきます。

【審議】資料3（1～4ページ）の質疑応答

三橋会長：今、基本的な考え方について答申として市長にお渡しする部分を読んできました。新たに加わった部分が、新型コロナウイルス感染症による影響というところですか。いかがでしょうか。

宇仁菅委員：確認ですが、これを受けて次期計画を作るということは、現計画を改定して新しい次期計画ができるということによろしいでしょうか。

三橋会長：はい、どうぞ。

松丸課長：市といたしましては、審議会からの答申などを踏まえまして、新しい次期計画を策定したいと考えております。

三橋会長：他によろしいでしょうか。
では次に移りたいと思います。
今、説明していただいたのは基本的な考え方です。次はもう少し具体的な話になります。では、お願いします。

【審議】資料3（5～7ページ）

松丸課長：続きまして、5ページをご覧ください。読み上げさせていただきます。

2 さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方
さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方としては、特に以下の項目について次期計画に反映し、重点的に取り組んでいくべきである。

（1）分別の徹底に向けた広報・啓発の強化
市川市では、平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を導入し、令和

元年7月には剪定枝の資源化を開始するなど、資源化の促進に取り組んできた。

しかし依然として、燃やすごみの中には、分別すれば資源化できる可能性のある紙類やプラスチック製容器包装類が約3割含まれているほか、剪定枝の資源化量も十分ではない状況にある。

そのため、今後、改めて資源物とごみの分別排出を徹底し、資源化の促進を図っていくことが必要である。

分別排出を促進するためには、分別排出の主体である市民の視点に立ち、分かりやすい広報に努めるとともに、廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）と連携し、市内イベントやサロン等に出向き、地域における直接顔の見える啓発活動を強化していくことや、環境学習による幼少期からの3R意識の醸成が重要である。

また、転出入が多いことや外国人が多いなどの特性がある市川市においては、ICTを活用した広報啓発やユニバーサルデザインを取り入れるなどの工夫も必要である。

（2）食品ロスの削減

燃やすごみの減量に向けては、燃やすごみに占める組成割合が約4割と最も大きい、生ごみの減量が重要である。

この中には食べ残しなどの「食品ロス」が多く含まれると考えられるため、食品ロスの削減に向けた取り組みを強化していく必要がある。

食品ロスの削減に向けては、広報・啓発を強化し、食品や食材を無駄に廃棄することのないよう市民の意識の向上を図るとともに、具体的な取り組み方法についても広報していくべきである。

また、フードドライブの普及・促進や事業者との連携・協働による「3010運動」などにより、事業者が排出する食品ロス削減に向けた取り組みも重要である。

なお、食品ロス削減だけでなく、生ごみを減らす取り組みとして、生ごみの水切りを促進するほか、生ごみの堆肥化等の促進も継続して行っていくべきである。

（3）プラスチックごみの削減

プラスチックごみについては、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界的な問題となっているほか、アジア各国による廃プラスチックの輸入規制強化や、地球温暖化への影響等様々な課題を抱えており、プラスチックごみ削減への取り組みの推進が強く求められる状況にある。

今後の取り組みの推進にあたっては、国内外におけるプラスチックごみの諸問題について広く市民に情報発信し、理解を深めてもらい、その上でリデュースをはじめとする3Rの徹底やポイ捨て撲滅に向けた呼びかけを行っていくべきである。

また、プラスチックごみの削減にあたっては、ワンウェイプラスチックの削減が重要であり、レジ袋やペットボトルなどの削減に向けて、マイバッグやマイボトル・マイカップの利用を促進していくことが必要である。令和2年7月から全国一斉にレジ袋有料化が開始されたことから、これを契機として、市民のライフスタイルの変革につなげていく取り組みをさらに強化すべきである。

(4) リユースの促進

循環型社会の実現のためには、3Rのうち取り組みの優先順位の高いリデュース・リユースに特に重点を置く必要がある。

市川市では、平成7年度から26年度までリサイクルプラザを設置・運営してきたが、平成27年度以降は、市川市清掃公社が公益目的事業としてリサイクルプラザを運営している。

今後はリサイクルプラザを含むリユースショップの活用促進を図るほか、近年市場が拡大しているフリーマーケットアプリ等のインターネット市場についても普及・啓発を行い、リユース文化を根付かせていくべきである。なお、市がリユースできる機会等を設ける場合や、将来的に市がリユース施設の設置を検討する際には、費用対効果とあわせて市民の利便性も考慮することが望ましい。

(5) 経済的手法の活用（家庭ごみの有料化）

家庭ごみの有料化については、当審議会の過去の答申においても導入に向けて推進すべきとしており、さらなるごみの減量・資源化の促進の観点から、今後も導入に向けた検討を継続していくべきである。

なお、実施時期については、ごみの排出量の状況や社会情勢等を総合的に勘案すべきである。

(6) 事業系ごみの減量・資源化対策

近年、事業系ごみの排出量は横ばい状態にあり、また、クリーンセンターに搬入されるごみの中には古紙等の容易に分別可能な資源物や産業廃棄物の混入が見受けられる。

事業系ごみの減量・資源化を進めるためには、排出事業者への広報・啓発に

より排出事業者の意識向上を図る必要があり、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者と連携し、減量・資源化方法に関する情報をわかりやすく周知することが重要である。

その上で、資源物や産業廃棄物がクリーンセンターへ搬入された場合の対策として、搬入物展開検査を実施し、分別状況の悪い事業者への改善指導を図るべきである。

また、さらなる事業系ごみの減量・資源化のためには、資源物の搬入規制等、クリーンセンターの受け入れ基準の見直しについても検討していく必要がある。

(7) 新たな資源化品目の検討（バイオマスの利活用の促進等）

資源化の促進に向けては、家庭ごみの分別の徹底を図るとともに、新たな分別・資源化品目を検討することも有効である。

特に家庭から出る燃やすごみの約4割を占める生ごみをバイオマスとして利活用することは、焼却処理量の削減、温室効果ガス排出量の削減にも有効であることから、資源化方法の研究を進めるべきである。

また、生ごみについては、家庭での保管時の臭い等に困っているとの声も聞こえる。現在、市川市が開発を進めている生ごみ専用ごみ箱「スマート i-BOX」については、資源化の促進に加えて、排出機会を増やすことによる市民の利便性の向上が期待されており、今後の試験運用を通じて、有効性を検証していくべきである。

また、高齢化の進展により増加している紙おむつや、プラスチックごみ対策としての、製品プラスチックについても資源化の可能性を検討する必要がある。

今の部分についての主な変更点は、2つございます。

1点目は、6ページをご覧ください。

(3) プラスチックごみの削減 において、令和2年7月から「全国一斉のレジ袋の有料化」が開始されたことから、このことに触れた上で、これを契機として、市民のライフスタイルの変革につなげていく取り組みをさらに強化すべきである、といった内容の一部変更しております。

2点目は、7ページの(7)をご覧ください。

新たな資源化品目の検討でございますが、素案の段階では、平成29年4月に燃やすごみの収集回数を週3回から2回へ変更したことを踏まえて、生ごみの臭いの課題に対応した収集体制の可能性を探っていく、という内容

としておりましたが、生ごみの資源化の促進に加えて、市民の利便性の向上を目的とした、生ごみ専用のごみ箱「スマート i-BOX」の開発を市が進めていることから、今後の試験運用を通じて、有効性を確認していくべきとの、内容に一部変更しております。

説明はまたここで区切らせていただきます。

【審議】資料 3（5～7 ページ）の質疑応答

三橋会長：さらなるごみの減量・資源化にむけた施策のあり方の答申案について説明していただきました。

答申素案の中で書かれていない、新たな部分としては今ご説明いただいたプラスチックごみの削減の問題と新たな資源化品目の検討というところが加わっています。ご意見などがあればお出してください。

青山委員：ごみの分別の徹底と方法についてですが、私が住んでいる行徳地域は結構、外国人が多いです。そういった関係で、ごみ集積所にある看板や広報などを、例えば英語で書くとか韓国語や中国語で書くとか、外国人がわかりやすいようなかたちでの周知をしてもらわないといけないと思います。指定のごみ袋に入れずスーパーの袋に入れて、集積所に出されていることも多いので、その辺を徹底していくために、どのように考えているのかをお聞かせください。

松丸課長：まず、市川市は外国人が多いということに関しまして、5 ページの（1）分別の徹底に向けた広報・啓発の強化の 19 行目 20 行目で、市川市は外国人が多いという特性に触れております。

市としましては、外国人の方が多くいらっしゃるということがございますので、ユニバーサルデザインという言葉の中で、多言語による表記で看板を表示していくとか広報をしていくといったところの強化が重要であると考えております。

青山委員：わかりました。確認の意味で質問しました。

ごみの減量等に向けて、ごみ袋の有料化等も進んでいますが、こちらについても引き続きよろしくお願ひします。

金子委員：この表現が良いとか悪いとかではありませんが、ちょっと気が付いたことで発言させていただいていいですか。

このレジ袋の有料化というところの表現について、様子を見ていたということと取り組みをさらに強化すべきであると、これはよいと思います。レジ袋の有料化はすごい成果みたいですね。レジ袋を欲しいという人が3割もいないと。そして、これまでサービスだからもらっていたけれど今はいらないという人が7割もいると。レジ袋は3円とか5円とかだと思うけれど、インセンティブとしてはものすごい効果で、減量につながっています。レジ袋の減量がどれほど環境を良くするかわかりませんが、いずれにしても割合からすれば大変な成果です。その辺は後で調べてもらいたいですが、要するに人間はお金に関わることだと、わずか3円や5円でも敏感に反応するということがわかりました。これから家庭ごみの有料化については、総合的に考えていくと書いてありますが、減量策としては、このレジ袋有料化だけでも大変な結果が出ています。

人間というものはそんなものなのだろうと気が付きました。今後、家庭ごみの有料化等を検討していく上で、今回のレジ袋の有料化でわかったことを活かしていく必要があると思います。

三橋会長：レジ袋の有料化については、今まで3割ぐらいだった割合が7割ぐらいになったというのが新聞に載っていたり、よく報道されたりしていますが、市川市ではいかがでしょうか。まだ統計を取っていないかもしれませんが。

松丸課長：レジ袋の辞退率ということになると思うのですが、市川市内での数字についてはまだ把握をしておりません。参考に千葉県内の状況を聞き取った結果としては、やはり70%を超えていると聞いております。また全国のお話としては、大手コンビニ3社のレジ袋の辞退率が、70%以上、75とか77ぐらいの数字になっていると報道等で聞いております。以上でございます。

宇仁菅委員：7ページの生ごみ専用ごみ箱について、他で見たのですが、全国でも進んだ取り組みをされていると承知しております。今回、具体的に知ることができて良かったのですが、今、試験運用を行っているということで、いつ頃まで試験をして、その先どういう計画があるのか。参考までに教えていただきたいと思います。

松丸課長：生ごみ専用ゴミ箱「スマート i-BOX」について、まず現状としましては、昨年度末に納品されました試作機について、今、私どもがおります市川南仮設庁舎の敷地内で、職員が機器の作動状況などをチェックし、一部不安定な

部分がございますので、機器の調整を行っている状況です。これをしばらくは続けていきたいと考えております。

次のステップとしては、市内の公共施設の敷地などに何台か置いて、実際に市民の皆様に使っていただいて、使い勝手やどんなものがどれくらい排出されるのかといったことを確認していきたいと思います。

概ね今年度を含めて3か年の間は試験運用期間と考えていまして、その結果を持って市内全域に拡大していくのかどうかを判断してまいりたいと思います。なお、仮に市内全域に置くということになりますと、概ね300台程度置く必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

安東委員：スマートi-BOXに、生ごみをビニール袋のまま入れている写真が掲載されていましたが。生ごみですのでビニール袋に入れないで投入するのか、それともビニール袋のままでもいいのか、婦連協で疑問が出たのですが、いかがでしょうか。

松丸課長：実際に市民の皆様がご使用になるときの排出の方法ですが、現在のところ、ポリ袋などに入れたまま投入していただくことも、何か容器で持って来ていただいて生ごみだけを中に投入していただくことも可能になると想定しております。ポリ袋のまま入れてもその後、資源化をする際に支障にならないと考えておりますが、そのようなことも含めて実証的に実験していく中で確認をしていきたいと思っております。

三橋会長：よろしいでしょうか。それでは残りの、その他重点的に取り組むべき事項の説明をお願いします。

【審議】資料3（8～10ページ）

松丸課長：それでは、8ページをご覧ください。読み上げをさせていただきます。

3 その他重点的に取り組むべき事項

さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のほか、次の事項についても、重点的に取り組んでいくべきである。

（1）高齢者等世帯ごみ出し支援

高齢化や核家族化が進展し、高齢者のみの世帯が増加する中、家庭からのごみ出しに課題を抱える世帯が多くなっている。

市川市においては、高齢者等への支援策として、平成15年7月から「大型ごみサポート収集」を実施し、大型ごみに関する支援を行っていたが、今後、ますます高齢化や核家族化が進展することが予想されることから、燃やすごみ等の家庭ごみについての支援策として、令和2年6月から「高齢者等世帯ごみ出し支援」を実施している。

今後の方針として、ごみ出し支援とあわせて、ごみが出ていなかった場合の声かけによる安否確認など、高齢者等の見守りにも配慮した体制をさらに強化するとともに、関係部署と連携し、支援を必要としている世帯をもれなく支援できる体制を検討していくことが望ましい。

(2) エネルギーの地産地消

市川市では、市内で排出された燃やすごみをクリーンセンターにて焼却し、焼却によって得られた電気や熱のエネルギーをクリーンセンター場内及び併設する余熱利用施設で活用するほか、余剰分の電力は電力事業者へ売却している。

現在、この売却した電力は利用先が特定されていないことから、今後は地域内での有効利用を図るべきである。

燃やすごみには生ごみなどのバイオマスが多く含まれており、クリーンセンターの廃棄物発電は再生可能エネルギーの一つでもあることから、地産地消を進めることにより、地域の低炭素化、地域経済循環の創出、地球温暖化に関する環境教育への活用、太陽光パネルや蓄電池の整備と併せた避難所施設の防災力向上につながると考えられる。

なお、エネルギーの地産地消にあたっては、クリーンセンターから発生するエネルギーだけでなく、太陽光発電やバイオマスの利活用によるエネルギー等、その他の再生可能エネルギーも含めて検討することが望ましい。

(3) 不適正排出・不法投棄対策の強化

不適正排出・不法投棄対策の強化については、当審議会でも過去に答申しており、未然防止対策の強化やルール違反ごみへの対応の厳格化、賃貸の集合住宅への対策などについての内容が含まれている。

その後の取り組みにより、一定の効果があらわれていることは確認できているが、適正処理の推進や公平性の観点から今後も対策を強化していくべきである。

なお、指導・罰則制度の導入や戸別収集の導入については、家庭ごみ有料化の検討とあわせて検討を行っていくものであり、市民への影響や費用対効

果等を十分に考慮し、慎重な判断が必要である。

(4) 効率的な収集体制の推進

市川市は平成29年4月に燃やすごみなどの収集回数の変更を行い、ごみの減量・資源化を促進するとともに収集効率の向上を図ったほか、令和元年7月から実施している剪定枝の資源化にあたっては燃やさないごみ等の収集車両を活用することで、効率的な収集を進めてきた。

一方で、令和2年6月からは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う家庭ごみ排出量の増加に対応するため、燃やすごみの臨時収集を行っており、令和3年4月には、通常のごみ収集回数の見直しを計画している。今後も、社会情勢の変化等に適切に対応しつつ、ごみの減量・資源化の促進や収集効率の確保に努めていくべきである。

さらなる資源化の促進に向けて、生ごみなどの新たな資源化品目を検討することが考えられるが、その際は、環境負荷の低減、コスト縮減、市民の利便性等の観点からも収集体制を検討していく必要がある。

なお、高齢者等世帯のごみ出し支援や資源回収品目の拡大に伴い、今後は収集費用が増加していくことが考えられるが、できる限り効率的な収集体制を検討すべきである。

また、ごみ減量・資源化の取り組みの進展や将来的に予測される人口減少等により長期的には排出量が逡減していくものと予想されることから、これらの状況に対応した収集体制が求められることに留意する必要がある。

(5) クリーンセンターの建替計画の具体化

平成6年に稼働開始したクリーンセンターは老朽化に対応するため、平成22年度から25年度にかけて延命化工事が実施され、その後、令和6年度の稼働を目指して新クリーンセンターの建設事業が進められていた。

しかし、災害復興、東京オリンピック・パラリンピックの影響で建設費が高騰したことを理由に事業が延期されている。

事業再開の決定から新施設の完成まで約8年間を要することから、現クリーンセンターの老朽化の状況と建設費の動向を考慮し、適切な時期に事業を再開すべきである。

なお、事業再開にあたっては、今後のごみ処理量を勘案して適切な施設規模の検討を進め、建設費の縮減に努めるべきである。

(6) 災害時におけるごみ処理体制の強化

大規模災害時には、被災建物のがれきや避難所からの廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶に伴い、通常収集・処理しているごみについても、平常時のように行うことは困難となる。

市川市では、平成30年11月に「市川市災害廃棄物処理計画」を策定しているが、今後、令和元年の台風第15号や第19号などの教訓も踏まえて、災害廃棄物処理計画の実効性を向上させ、災害時におけるごみ処理体制の強化を図っていく必要がある。

そのためには、発災時における初動体制の整備や災害廃棄物の仮置き場の確保に努めるとともに、近隣市や民間事業者との連携を強化すべきである。

以上の部分での主な変更点については、2つございます。

1点目は、8ページの(1)高齢者等世帯ごみ出し支援 に関しまして、前回の審議会において、「現時点では介護を受けている方や障がいのある方といった、支援を受けるための条件があるが、他にも、ごみを出すことが困難な人がいるので、負担が減るように考えて欲しい」といった主旨のご意見がございました。

これを踏まえまして、16行目以降に、「関係部署と連携し、支援を必要としている世帯をもれなく支援できる体制を検討していくことが望ましい」といった内容を追加しております。

2点目は、9ページの(4)効率的な収集体制の推進 についてでございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、家庭ごみの排出量が増加したことに伴い、臨時収集を行っていることや、令和3年4月に、ごみ収集回数の見直しを計画していることを踏まえまして、今後も社会情勢等の変化に適切に対応しつつ、ごみの減量・資源化の促進や収集効率の確保に努めていくべきである、といった内容を追加しております。

説明は、以上でございます。

【審議】資料3(8~10ページ)の質疑応答

三橋会長：最後の臨時収集については先ほど議論があったところですね。いかがでしょうか。

青山委員：臨時収集についてですけれども、ごみの排出量も地域によっていろんな差が

あると思います。高齢者が多く住んでいる地域と若い人たちが住んでいる地域では、ごみの出し方も変わってくるので、週2回から3回に変更しても差し支えない地域もあると思います。そういったことをこれから調べて、週2回から3回にするということを考えていくとよいのかなと思います。また、週2回だにごみをパンパンに入れて出している方もいますが、週3回排出できれば余裕ができますので、やはり地域によるごみの出し方の違いというものを考慮していくとよいのではないのでしょうか。

三橋会長：地域によって差があるのは当然だろうと思いますよね。9ページでいう効率的な収集体制の推進という部分が、解釈の仕方によって意味が広くとれる書き方になっているように思いますが、今のご意見は「ごみが多く出るところとあまり出ないところのような地域差等の細かな実態を調べて、対応していったらどうか」ということだと受け取りました。事務局からはいかがでしょうか。

松丸課長：ご指摘のとおり、地域によってごみの排出量等は変わってくると思います。そういった地域的なごみの排出状況等を勘案して、できるだけ最適なかたちになるようにごみ収集ルートや収集体制について検討し、効率化につなげていくことは重要であると考えております。つきましては、今の内容を答申（案）の中に加えるということも考えていきたいと思っております。

三橋会長：他にいかがでしょうか。

かまがた委員：以前から高齢者の紙おむつを燃やすごみで出すことに違和感があります。大人のおむつは大きいのですが、汚れた部分はそのうちの極一部であるため、分別ができるのではないかと感じています。今回、燃やすごみの排出を週3回とするのであれば、併せておむつについて分別できるようになればいいなと思っています。

三橋会長：今のご意見について、事務局からいかがでしょうか。

松丸課長：大人用の紙おむつについては、今後高齢化が進んでいく中で排出量が増えていくことが想定されますので、それをどのように収集していくか、また資源化につなげていくかということは、市川市を含め全国的な課題になっております。こうした状況に対応するために、現在は国が様々な実証事業に取り組み始めたところです。私どもとしましても、7ページの（7）新

たな資源化品目の検討という項目の最後の一文に記載しておりますとおり、紙おむつを分別回収して資源化できないかということについては、今後検討していく必要があると考えております。

三橋会長：他にいかがでしょうか。

柳沢委員：報告事項にあった「令和3年4月に通常のごみ収集回数を見直しを計画している」ということについては、あくまでも「臨時の収集として見直しを行う」ことであると皆さんで確認したと思います。9ページのアンダーラインの箇所も同様に、先ほど確認した内容を反映しなければ違和感があるため、文言を見直していただきたいなと思っております。

三橋会長：例えばどういう文言を入れればよいとお考えですか。

柳沢委員：『燃やすごみの臨時収集を行っている。』で止めて、その後に『今後も、社会情勢の変化などに適切に対応しつつ、～。』の文をつなげるかたちでどうでしょうか。今の表現では4月から通常の収集回数を3回に変更するように思ってしまうので、先ほどの皆さんで話し合ったところと違っており、そこで違和感があるかなと思います。また、『ごみの減量・資源化の促進や収集効率の確保に努めていく』というところに、先ほどお話のあった地域によって異なる部分に関する検討についても含まれるのではないかなと思います。

三橋会長：今のご意見は、燃やすごみの臨時収集を行っているというところで区切り、『令和3年～計画している。』の箇所を削除する。そして、『今後も、社会情勢の変化に適応しつつ～』とつなげたほうがすっきりするというご意見ですが、いかがでしょうか。

金子委員：今のご意見は誠にその通りです。これだと臨時収集は今行っているものであり、来年からは正常に戻すというように聞こえてしまいます。例えば、『臨時収集を行っているが、』『今後も社会情勢を～』とつなげて、『令和3年～』の部分は削除したほうが誤解されないと思います。

三橋会長：ありがとうございます。他に今の部分についてご意見がおありの方はいらっしゃいますか。それでは、今の部分については最終的に答申として出す前に、事務局と私のほうで検討させていただきます。確かに今ご指摘があ

ったように『令和3年～』のところは、文章全体の流れからいうとやや浮いているというか、突飛な感じがしないでもないですね。わかりました。それでは、その他重点的に取り組むべき事項については以上で終わりたいと思います。それから、この答申全体について、もし言いそびれたことがあればお出しください。

田代委員：今の基本計画の中にも、環境学習による幼少期からの3R意識の醸成が重要であると書かれておまして、私もそのように思っております。市内の多くの学校では環境学習の一環としてクリーンセンターの見学をさせていただいていたのですが、現在このような状況で難しく、今後もコロナがどのようになるかわからない状況であるため、例えばDVDなどをいただいて学校の中で学習するようなことも考えられますが、いかがでしょうか。

三橋会長：事務局からお願いします。

川島部長：おっしゃる通りで、環境学習として小学校4年生にクリーンセンターを見学させていただいて、ごみの資源化等の重要性について理解いただき、お子様がお自宅に帰ってからごみの分別の大切さをお父さんお母さんに説明するという非常に効果的なことですが、コロナでこういう状況ですので、本市でも今は動画の配信について研究しております。最近千葉市でも同じようなニュースがございました。特にプラスチック製容器包装類については、これがプラスチック製容器包装、これは燃やすごみというのが、非常にわかりづらいことがありますので、なるべくそういった工夫をして啓発に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

田代委員：ありがとうございます。よろしく願いいたします。

三橋会長：他はよろしいでしょうか。

宇仁菅委員：特に修正等ではないのですが、やはり現状は気候変動といいますか温暖化が大きな問題になっておまして、影響がますます激しくなっています。それに対する対策も強化されてきて、最近総理大臣が「2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロに」ということも言っております。今後も対策は進んでいくだろうと思います。今回はこの答申案の各所にちりばめられているので非常によいと思うのですが、計画を作るときにもそういうことを強く意識していただいて、進めてほしいなと思います。以上です。

三橋会長：ありがとうございました。他にご意見はございませんか。この答申全体について説明していただきましたが、よろしいでしょうか。それでは、本日の委員の皆さんのご意見を踏まえた上で、最終的な答申を作りたいと思います。修正の文言などについては、私に一任していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員より「はい」と返答あり)

三橋会長：ありがとうございます。それでは、今後、事務局と調整して最終的な答申案を作り、その内容をまた委員の皆さんに確認していただきたいと思います。答申というのは、自治体も国もそうですが、いわゆる審議会が答申案を作って、それを市川市でいえば市長の下で、実際の行政の政策として実施される訳ですね。その際には答申を参考に具体的な施策が打ち出されると、そういう位置づけになっております。その点は一応ご了解いただいて、答申の内容と違うような施策が出ることは、もちろん好ましくありません。というのは、市長の諮問によって答申は作られている訳ですから、市長は答申の内容を尊重しなくてははいけない。その上で、答申の精神・考え方に基づいて具体的な施策は実施されていくというような関係にあるということをご理解いただければと思います。最後に事務局から連絡事項などがあればお願いします。

【事務連絡・部長挨拶】

松丸課長：それでは今後の予定についてご案内をさせていただきます。最終的な答申の内容につきましては、三橋会長と文言の調整をさせていただいた後、委員の皆様宛てに郵送等で送付させていただきたいと考えております。また、市長への答申についてですが、会長と副会長により答申書の提出をお願いしたいと考えております。会長・副会長におかれましては、改めて日程等についてご相談させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。最後になりますが、事務局を代表しまして、環境部長の川島よりご挨拶を申し上げます。

環境部長：環境部長の川島でございます。改めまして、本年度の第2回目にあたります第92回市川市廃棄物減量等推進審議会の閉会にあたり、私から一言ご挨拶させていただきます。昨年の5月29日に行われました当審議会におきまして、村越市長より「市川市一般廃棄物処理基本計画の改定について」

ということで、諮問が行われたところです。その後、今年に入り、新型コロナウイルスの影響により審議会を一時延期せざるを得ない厳しい状況もございましたが、そのような中で1年半、計6回に亘り、当審議会を開催いただき、委員の皆様から、大変貴重なご意見をいただいております。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、改めまして深くお礼を申し上げます。今後は、本日も審議いただいた答申を元に、適正な一般廃棄物基本計画の改定に向けて尽力してまいりたいと考えております。これからも委員の皆様におかれましては、本市の清掃行政につきまして、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。最後になりましたが、委員の皆様のご健勝とさらなるご活躍をご祈念申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

【閉 会】

三橋会長：それでは以上をもちまして、第92回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、また活発なご意見をお出しいただき、ありがとうございました。

(閉会：午前11時30分)